



2011年12月28日

# スパークス・ジャパン・スモール・キャップ・ファンド

## 愛称 ライジング・サン

追加型投信／国内／株式

### 投資信託説明書(交付目論見書)

※本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社ホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

＜委託会社＞[ファンドの運用の指図を行う者]

**スパークス・アセット・マネジメント株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第346号

[照会先]

ホームページ <http://www.sparx.co.jp/>

電話番号 03-5435-8200(受付時間:営業日の9:00~17:00)

＜受託会社＞[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

**住友信託銀行株式会社**

※関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に商号を変更する予定です。

商品分類			属性区分		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
追加型	国内	株式	株式 中小型株	年1回	日本

◆上記、商品分類及び属性区分の定義について

詳しくは、社団法人投資信託協会のホームページ【<http://www.toushin.or.jp/>】をご参照ください。

■この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「スパークス・ジャパン・スモール・キャップ・ファンド 愛称 ライジング・サン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成23年12月27日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成23年12月28日に発生しております。

■当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合に、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。

■当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

■金融商品取引法第15条第3項に規定する交付の請求があったときに直ちに交付しなければならない目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、投資者から請求された場合に販売会社から交付されます。なお、請求目論見書の交付を請求した場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

### <委託会社の情報>

委託会社名	スパークス・アセット・マネジメント株式会社
設立年月日	2006年4月3日
資本金	25億円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	826億円  (2011年10月31日現在)

## スパークス・アセット・マネジメント株式会社について

一貫した投資哲学と運用プロセスを実践する独立系運用会社です。

スパークスは、1989年の創業以来、株式市場を取り巻く環境がいかに厳しくとも「マクロはミクロの集積である」という投資哲学の下、ボトムアップ・リサーチを行っております。

親会社であるスパークス・グループ株式会社はJASDAQ市場(銘柄コード8739)に2001年12月に運用会社として初めて上場いたしました。

## 1. ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

当ファンドは、日本の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目標に、積極的な運用を行うことを基本とします。

### ファンドの特色

IT化、新技術開発、経営革新を進めている成長企業と日本社会の構造変化への適応力の高い企業に注目した、小型株式中心に投資するファンドです。

#### 1. 銘柄選定基準として、以下の点に着目して投資を行います。

- (1) 中長期的に高い成長が期待される企業
- (2) 収益力に対して株価が割安に放置され、かつ経営体質の改善等変化の兆しが認められると判断した企業
- (3) 上記の成長、変化を支える優秀な経営陣、技術等を有している企業

#### 2. ベンチマークはJASDAQ指数※とします。

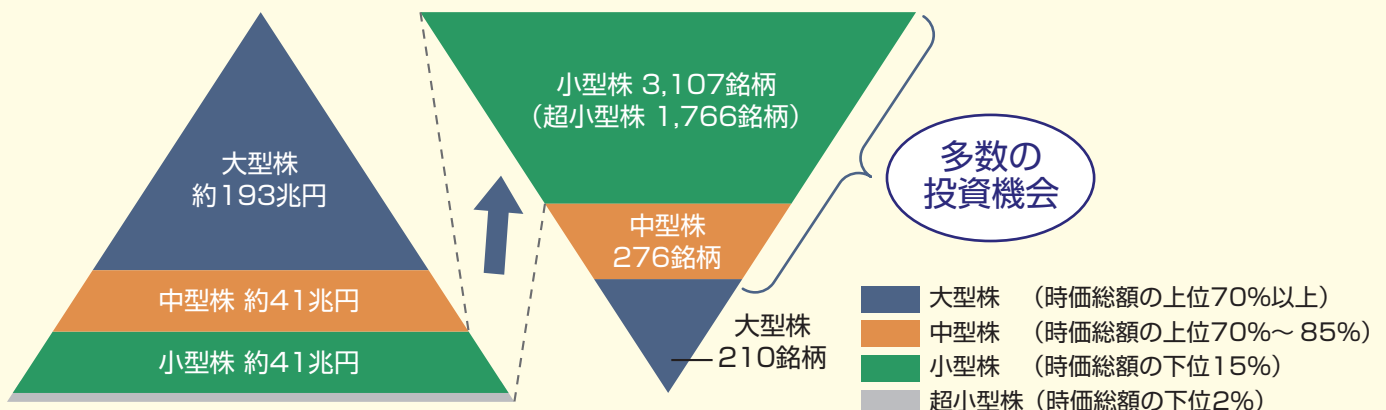
※JASDAQ INDEX

#### 3. 株式の組入比率は、高位に保つことを原則としますが、株式市場が中長期的かつ大幅に下落すると判断される場合は、組入比率を低めることにより、可能な限り機動的、弾力的に対処します。

### 《魅力的な投資ユニバース》

当ファンドの主な投資対象である小型株式は、日本の全上場銘柄数の約9割に該当し、規模は小さくとも多数の投資機会が存在するといえます。

[日本株式市場の規模別時価総額と銘柄数]



※上記はスパークス・アセット・マネジメントの定義  
 出所：スパークス・アセット・マネジメント、野村総研  
 注：2011年10月末日現在

## ■ 運用の特徴 ■

徹底したボトムアップ・リサーチにより、個別銘柄を選択します。

### インベストメント・アプローチ

**STEP1** 3つの着眼点(企業収益の質、市場成長性、経営戦略)から企業の実態価値を計測する。

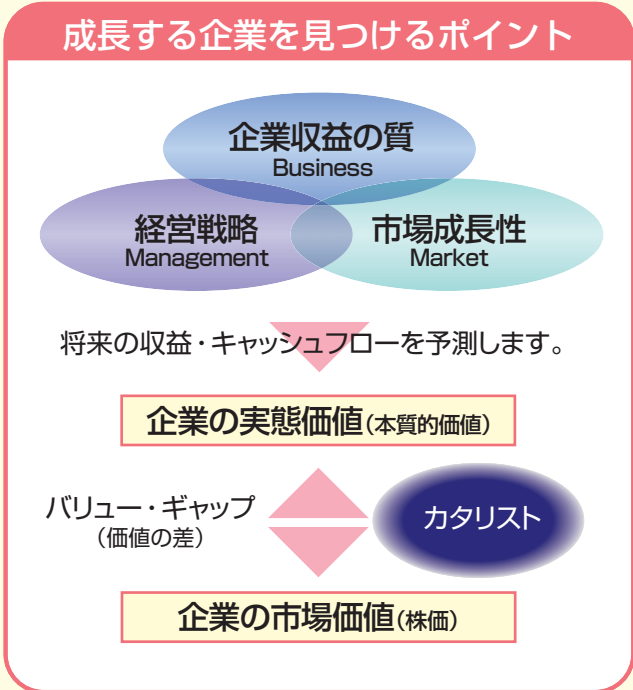
**STEP2** 実態価値と市場価値(株価)の差、バリュー・ギャップを計測する。

株価と企業の実態価値を比較した場合、何らかの理由によって一致していない場合が多く、このバリュー・ギャップを投資機会と捉えます。バリュー・ギャップが大きいほど、投資の候補となりますが、それだけでは十分ではありません。

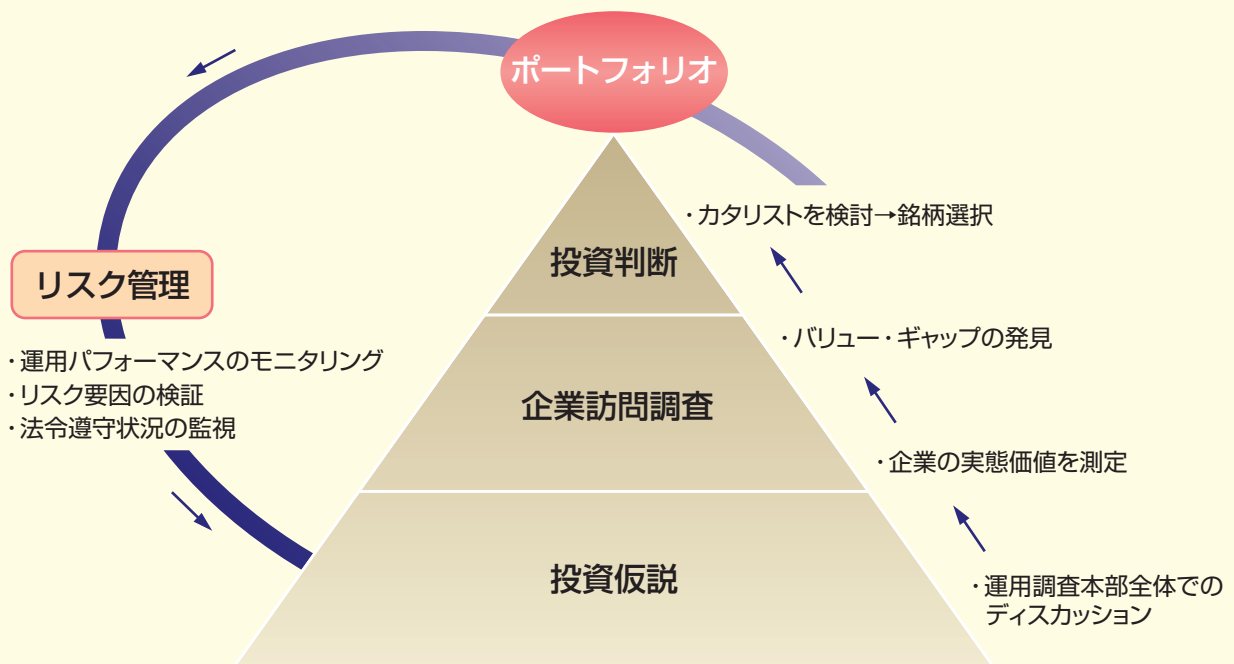
**STEP3** バリュー・ギャップを埋めるカタリストを勘案し投資を決定する。

**カタリスト(きっかけ・要因)**：株価が実態価値へ収れんするプロセス(バリュー・ギャップの解消)を促すきっかけ・要因をカタリストといいます。企業調査をする際に、もう一つの重要な要素となります。

**カタリストの例**：規制緩和や会計制度の変化といった外的要因もありますが、コーポレート・ガバナンスの変化等の内的要因が非常に大きなものです。



## ■ 運用プロセス ■



市場動向やファンドの資金動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

## ■ 主な投資制限 ■

株式への投資割合	株式への投資割合は、制限を設けません。
新株予約権証券への投資割合	新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
同一銘柄の株式への投資割合	同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

## ■ 分配方針 ■

年1回の決算時(原則として10月15日、休業日の場合は翌営業日)に、原則として次の通り収益分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ・ 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益等については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※上記の分配方針は将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## ■ 実績報酬 ■

当ファンドは、日々の基準価額が、一定の「ハードル価格」を上回った場合、当該基準価額と当該ハードル価格の差額の12.6%(税抜12%)を、実績報酬として計算し、翌営業日に信託財産の費用として計上します。

「ハードル価格」(期初に決定した価格は計算期間を通じて一定です。)

第12計算期間ハードル価格: 17,153円(1万口当たりの数字です。)

\* 第12計算期間は平成23年10月18日から平成24年10月15日までです。

第13計算期間以降のハードル価格は以下のように決定します。

前期末の基準価額(収益分配前)	新しいハードル価格
前期のハードル価格を上回った場合	1.05×前期末の基準価額
前期のハードル価格以下だった場合	前期のハードル価格

※ただし、新しいハードル価格の決定に当たっては、収益分配があれば、収益分配金落ち分を控除して決定します。

実績報酬の支払は、毎計算期末に当該日までに計上された金額ならびに信託の終了時に終了日までに計上された金額が信託財産中から支弁されます。なお、実績報酬は全額委託会社が受取るものとします。

### ◆ 実績報酬の留意点

- ・ 毎日の基準価額は、前営業日の実績報酬が費用計上された後の価額です。従って、解約される際に、解約時の基準価額から更に実績報酬が差し引かれるものではありません。
- ・ 実績報酬は、決算時にファンドから支払われますが、この場合も実績報酬は既に費用計上されていますので、決算時の基準価額から更に実績報酬が差し引かれるものではありません。

## 2. 投資リスク

### 基準価額の変動要因

当ファンドは、主として国内の株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。従って、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

#### 株価変動リスク

一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況、国内および国際的な政治・経済情勢等に応じて変動します。従って、当ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。

#### 中小型株式等への投資リスク

当ファンドは、中小型株式等へも投資します。こうした株式は、比較的新興であり、発行済株式時価総額が小さく、売買の少ない流動性の低い株式が少なくありません。その結果、こうした株式への投資はボラティリティ（価格変動率）が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値で売却を余儀なくされる可能性があることから、より大きなリスクを伴います。

#### 信用リスク

組入れられる株式や債券等の有価証券やコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がることがあり、また、投資資金を回収できなくなることがあります。

#### その他の留意事項

●システムリスク・市場リスクなどに関する事項  
証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。このような場合、一時的に換金等ができないこともあります。また、これらにより、一時的にファンドの運用方針に基づく運用ができなくなるリスクなどもあります。

※基準価額の変動要因(投資リスク)は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

### リスクの管理体制

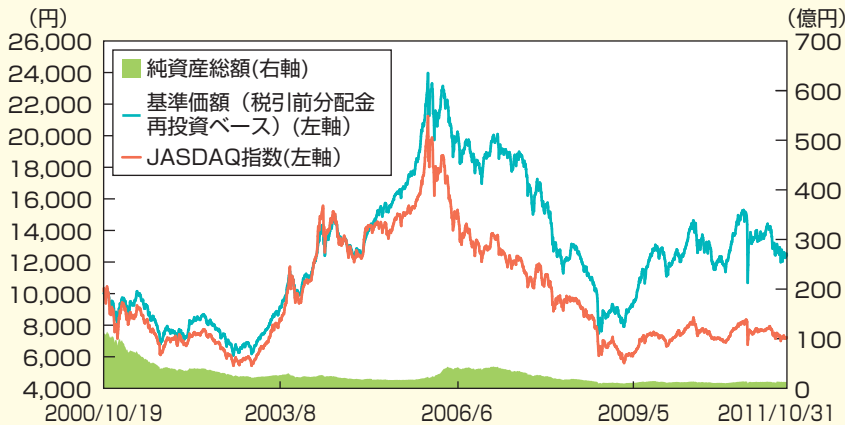
委託会社では、投資リスクを適切に管理するため、運用部門ではファンドの特性に沿ったリスク範囲内で運用を行うよう留意しています。また、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。

### 3. 運用実績

(2011年10月31日現在)

#### 基準価額・純資産総額の推移、分配の推移

##### ■ 基準価額(税引前分配金再投資ベース)・純資産総額の推移 当初設定日(2000年10月19日)～2011年10月31日



※1 基準価額(税引前分配金再投資ベース)は信託報酬および実績報酬等控除後のものであり、税引前分配金を再投資したものと計算したものです。  
 ※2 JASDAQ指数は設定日前営業日(2000年10月18日)を10,000として指数化しております。

##### ■ 基準価額と純資産総額

基準価額(1万口当たり)	11,422円
純資産総額	13.0億円

##### ■ 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2011年10月	0円
2010年10月	0円
2009年10月	0円
2008年10月	0円
2007年10月	0円
設定来累計	950円

※直近5期分の分配実績を記載しております。

#### 主要な資産の状況

##### ■ 資産配分

資産の種類	比率
株式	98.1%
キャッシュ等	1.9%

##### ■ 組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	比率
1	フルヤ金属	その他製品	3.8%
2	GMOインターネット	情報・通信業	3.0%
3	セイコーホールディングス	精密機器	2.9%
4	京三製作所	電機機器	2.8%
5	極東証券	証券、商品先物取引業	2.8%
6	角川グループホールディングス	情報・通信業	2.7%
7	サトーホールディングス	機械	2.6%
8	ニフティ	情報・通信業	2.6%
9	ウェザーニューズ	情報・通信業	2.3%
10	住友鋼管	鉄鋼	2.2%

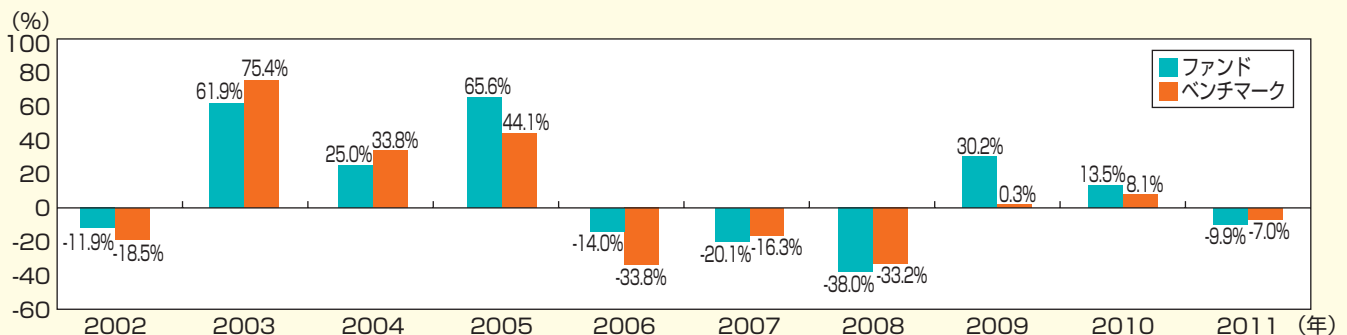
##### ■ 組入上位10業種

	業種	比率
1	情報・通信業	19.7%
2	電気機器	8.5%
3	機械	8.5%
4	非鉄金属	5.7%
5	金属製品	5.4%
6	サービス業	4.6%
7	銀行業	4.4%
8	不動産業	4.4%
9	輸送用機器	4.0%
10	鉄鋼	4.0%

※比率はファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはJASDAQ指数です。



※年間収益率は基準価額(税引前分配金再投資ベース)をもとに算出した騰落率です。

※2011年は1月1日から10月末までの収益率を表示しています。

※当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

※上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。  
 ※最新の運用実績については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

## 4. 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入単位	販売会社が別に定める単位 ※詳しくは販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が別に定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時まで
購入の申込期間	平成23年12月28日から平成24年12月27日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止することができます。
信託期間	平成32年10月15日まで(平成12年10月19日設定)
繰上償還	委託会社は次のいずれかの場合、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権口数が20億口を下回った場合 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年10月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。 ※販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円を上限とします。
公告	電子公告の方法により行い、ホームページ【 <a href="http://www.sparx.co.jp/">http://www.sparx.co.jp/</a> 】に掲載します。
運用報告書	ファンドの毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、原則として、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けいたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### ファンドの費用、税金

#### <ファンドの費用>

##### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、3.15%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。 ※詳しくは販売会社までお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に対して、0.3%の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

##### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の信託財産の純資産総額に対して年率1.785%(税抜1.7%)を乗じて得た額とします。		
	委託会社	販売会社	受託会社
	0.966% (税抜0.92%)	0.735% (税抜0.70%)	0.084% (税抜0.08%)
※上記の配分は純資産総額100億円未満の部分についてであり、純資産総額によっては配分は異なります。			
実績報酬	ハードル価格超過分の12.6%(税抜12%) ※ハードル価格については4ページをご参照ください。なお実績報酬は全額委託会社が受取るものとします。		
その他の費用・手数料	監査費用、目論見書や運用報告書等の作成費用など諸費用等ならびに組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料を信託財産でご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。		

※運用管理費用、諸費用等は日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。売買委託手数料はその都度信託財産から支払われます。

上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

#### <税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、平成23年10月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。